平成２８年（フ）第２１０号
福岡県久留米市原古賀町24番地26　セキレイマンション久留米404号、開始決定時の住所福岡県久留米市諏訪野町2164番地１
破産者　檀　キヨ子
１　決定年月日　平成29年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６号
福岡県久留米市西町1472番地３　天神アコールマンション504号、開始決定時の住所福岡県久留米市諏訪野町2164番地１
破産者　檀　　憲一
１　決定年月日　平成29年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１９号
熊本市北区徳王２丁目23番５号
破産者　田島　祐也（旧姓堤）
１　決定年月日　平成29年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
青森県八戸市大字石手洗字京塚11番地５
破産者　加勢　　巖
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
青森県八戸市江陽５丁目20番２号
破産者　小笠原忠夫
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
青森県八戸市南郷大字中野字中野19番地、前住所埼玉県越谷市大字船渡577番地13
破産者　上明戸寿子（旧姓脇本）
法定代理人保佐人　橋本　　薫
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第８号
鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安234番地１
破産者　足立　征芳
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１７号
熊本県八代市本町１丁目９番11号
破産者　原田　和浩
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第５４号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井729番地81
破産者　吉永美和子
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２６６号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地76
破産者　株式会社北創建設
１　決定年月日　平成29年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２１４号
埼玉県越谷市大間野町１丁目41番地２
破産者　株式会社阿部石材商会
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７７号
埼玉県越谷市赤山町３丁目195番地３
破産者　桂エレクトロ工業株式会社
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
埼玉県吉川市吉川647番地１
破産者　株式会社双葉グラビア
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
愛知県稲沢市祖父江町山崎土井平60番地１
破産者　有限会社アカツキコーポレーション
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４２号
福岡市博多区上牟田１丁目16番８号
破産者　西日本モータース株式会社
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６９号
神奈川県藤沢市稲荷520番地
破産者　有限会社湘南水産
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２４３号
福岡市南区野間３丁目16番20号
破産者　大竹　　仁
１　決定年月日　平成29年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９５８号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目15番39号　アクアハイツⅠ
破産者　北島　優二
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部